

官公庁施設の設計業務に関する実態調査の結果

平成 27 年 5 月 全国営繕主管課長会議

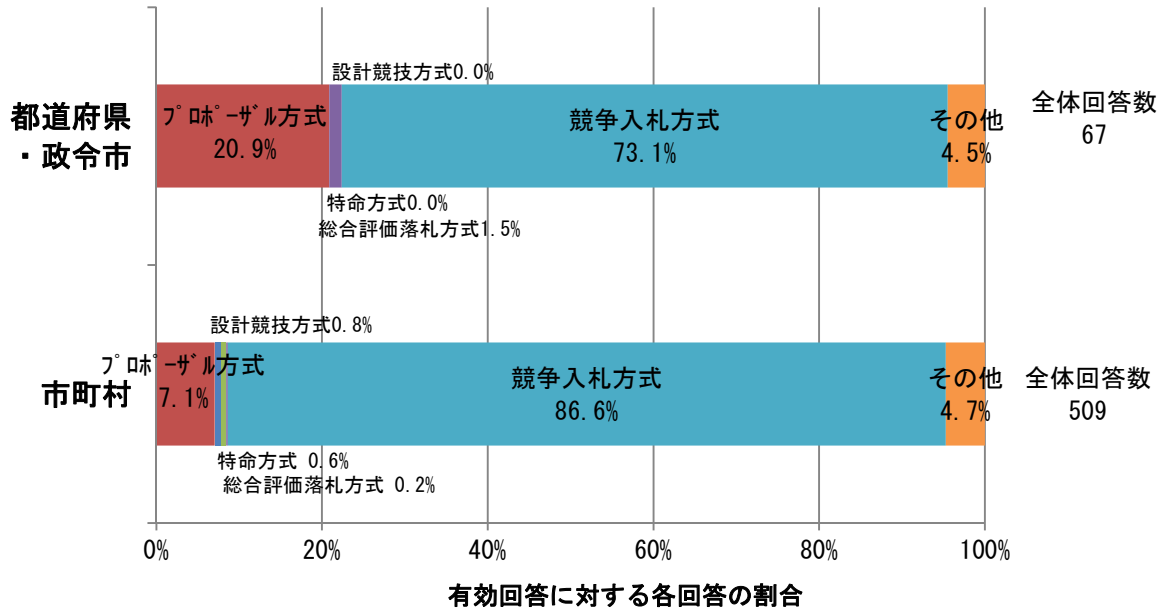
【調査概要】

1. 調査目的： 地方公共団体における設計業務委託に関する運用状況について全国営繕主管課長会議において情報共有を図ることにより、官公庁施設の設計業務における品質確保に資することを目的とする。
2. 調査対象： 47 都道府県、20 政令市、509 市町村（計 576 団体）
3. 調査期間： 平成 26 年 10 月 23 日から平成 26 年 12 月 19 日
4. 調査方法： アンケート調査（選択及び記述式）
5. 経 緯： 第 1 回調査 平成 23 年度
第 2 回調査 平成 26 年度

1-1. 新築（増築を含む）の設計業務において、採用している設計者選定方式（最も該当するもの）

○新築の設計業務において採用している設計者選定方式でプロポーザル方式が最も該当するとした都道府県・政令市は約21%であり、市町村の約7%より多くなっている。

新築の設計者選定方式（最も該当するもの）



H26調査結果

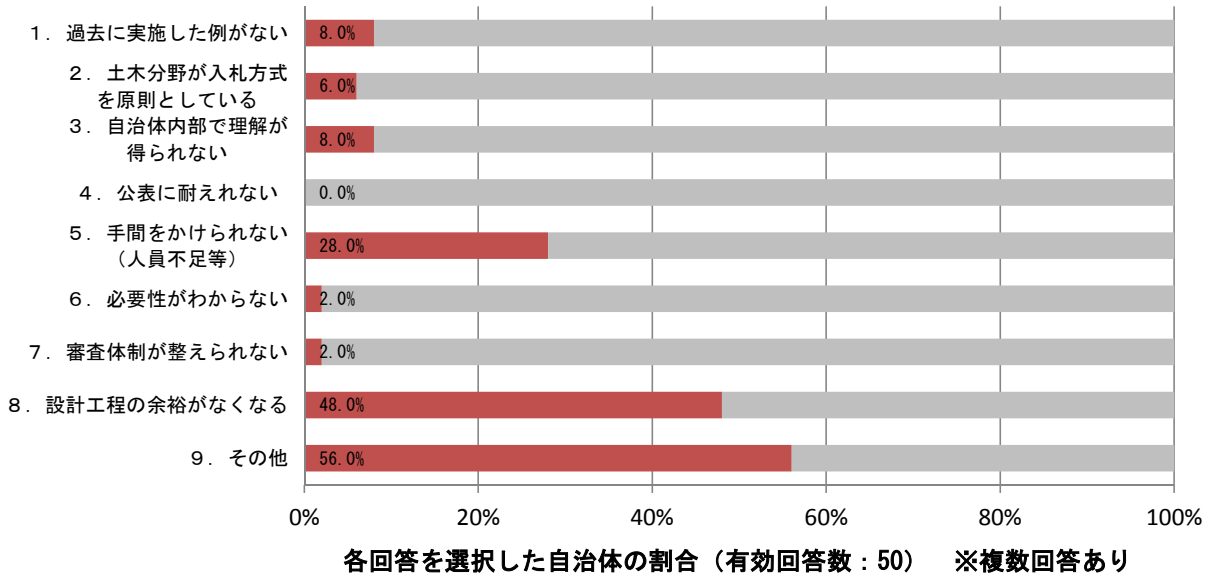
全体回答数：67（都道府県・政令市），509（市町村）

	都道府県・政令市		市町村	
	回答	割合	回答	割合
プロポーザル方式	14	20.9%	36	7.1%
設計競技方式	0	0.0%	4	0.8%
特命方式	0	0.0%	3	0.6%
総合評価落札方式	1	1.5%	1	0.2%
競争入札方式	49	73.1%	441	86.6%
その他	3	4.5%	24	4.7%

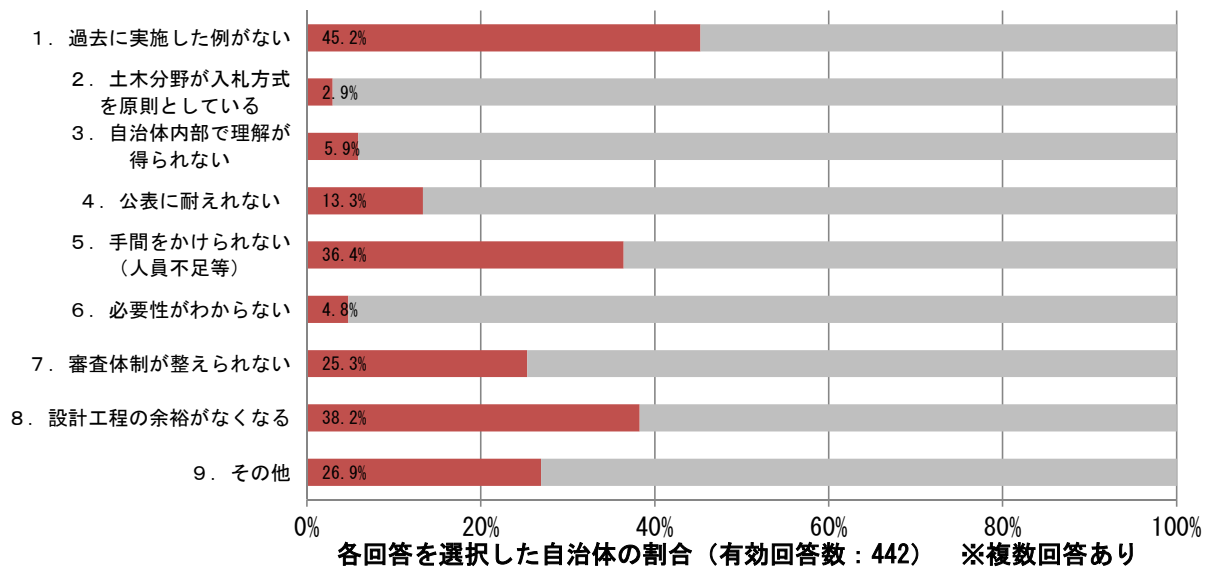
1-2. 新築の設計業務の発注をプロポーザル方式ではなく入札（総合評価落札方式または競争入札）としている理由

○プロポーザル方式でなく入札としている理由について、都道府県・政令市では「手間（人員不足等）」、「設計工程の確保」が主な課題となっている。市町村においては「実施例がないこと」、「手間（人員不足等）」、「審査体制の確保」、「設計工程の確保」が主な課題となっている。

入札としている理由【都道府県・政令市】



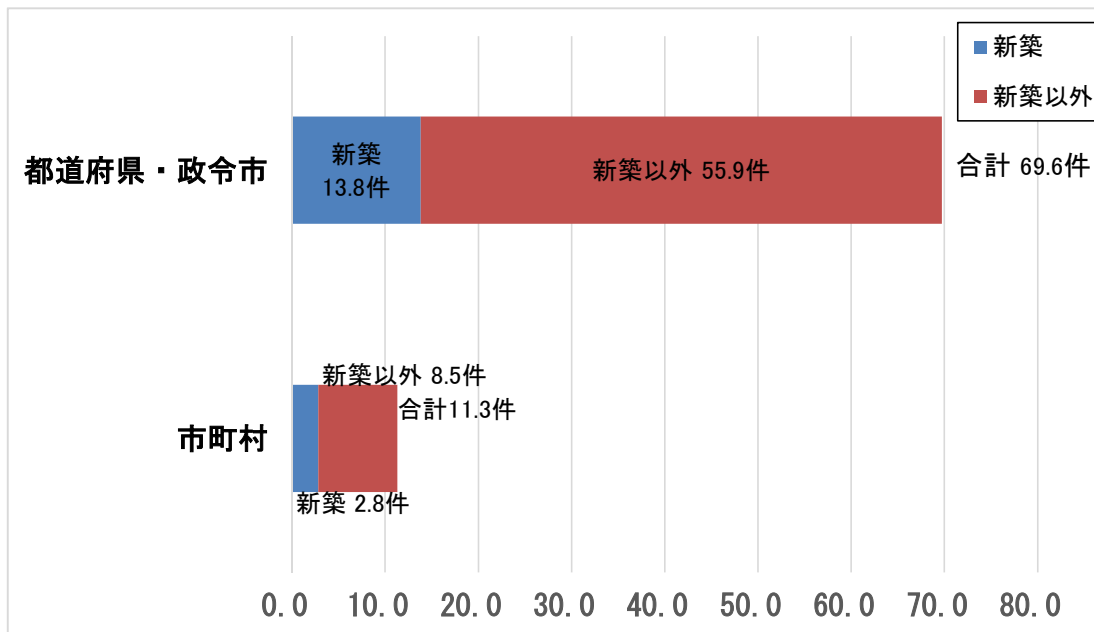
入札としている理由【市町村】



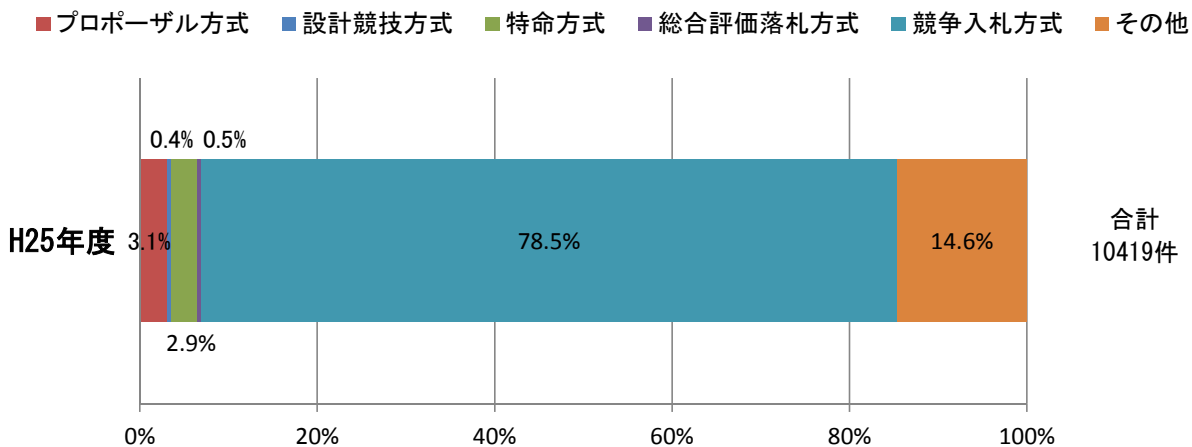
回答	都道府県・政令市		市町村	
	回答数	各回答を選択した自治体の割合	回答数	各回答を選択した自治体の割合
1. 過去にプロポーザル方式を実施した例がない、またはほとんどない。	4	8.0%	200	45.2%
2. 建築でプロポーザル方式を導入したいと考えているが、土木分野が競争入札方式または総合評価落札方式を原則としている。	3	6.0%	13	2.9%
3. 金額の多寡による選定方式（入札方式等）に比べて、プロポーザル方式が優れている点について自治体内部で理解が得られない。	4	8.0%	26	5.9%
4. プロポーザル方式では公表に耐えるだけの明確な差を説明できない。	0	0.0%	59	13.3%
5. プロポーザル方式を採用したいが、手間をかけられない。（人員不足等）	14	28.0%	161	36.4%
6. 手間をかけてプロポーザル方式を採用する必要性がわからない。	1	2.0%	21	4.8%
7. 内部職員では審査体制が整えられない。また、審査委員を委託する為の予算が確保できない。	1	2.0%	112	25.3%
8. プロポーザル方式を実施すると、設計工程の余裕がなくなる。	24	48.0%	169	38.2%
9. その他	28	56.0%	119	26.9%
計	79		880	

2-1. 平成25年度の設計業務の種類及び設計者選定方式別の発注件数

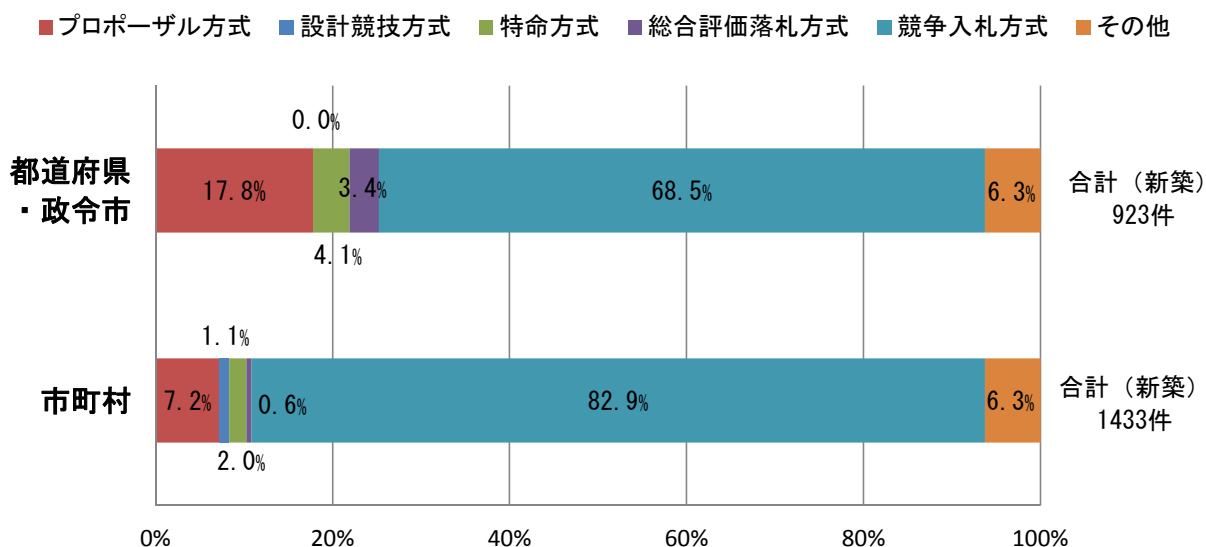
1 自治体あたりの平均発注件数（発注者別）



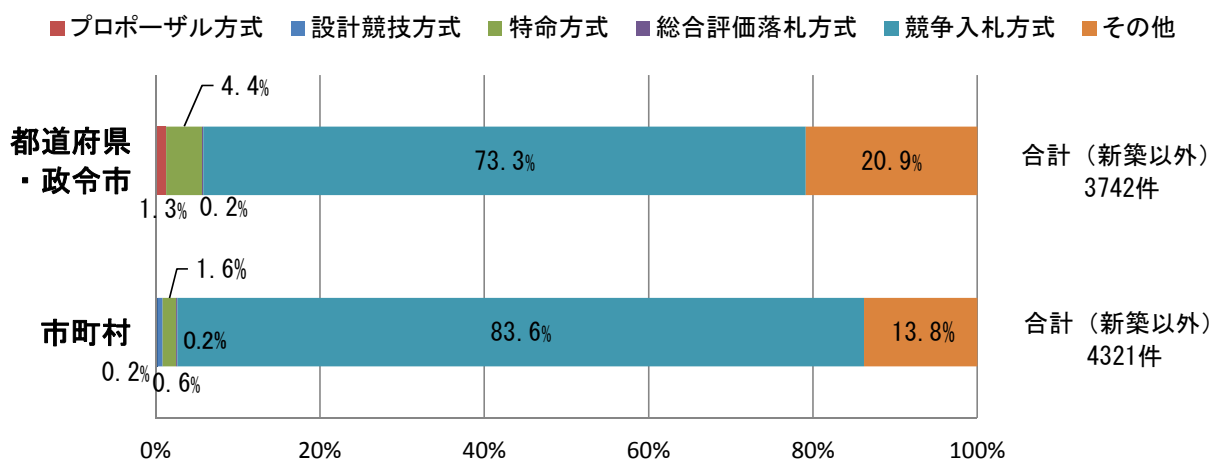
設計者選定方式別の発注件数の割合 【都道府県・政令市及び市町村】



平成25年度 新築（増築含む）における 設計者選定方式別の発注件数の割合（発注者別）



平成25年度 新築以外（改修等）における 設計者選定方式別発注件数の割合（発注者別）



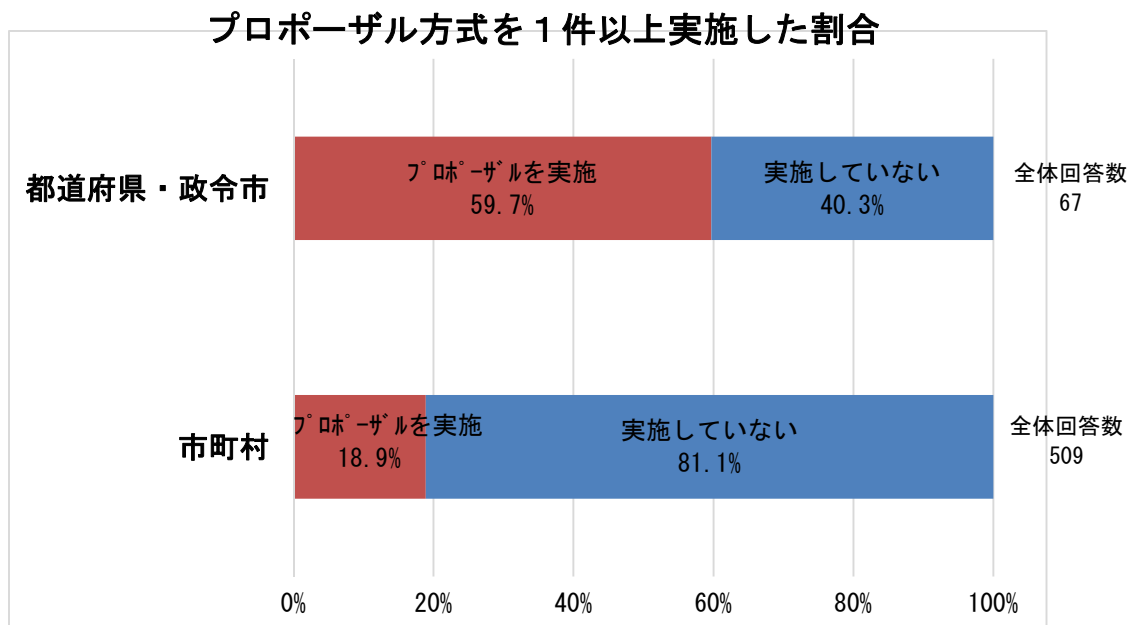
H26調査結果

全体回答数：67（都道府県・政令市），509（市町村）

	新築（増築含む）の発注件数			新築以外（改修等）の発注件数		
	都道府県・政令市	市町村	全体	都道府県・政令市	市町村	全体
プロポーザル方式	164	103	267	47	9	56
設計競技方式	0	16	16	1	28	29
特命方式	38	28	66	163	70	233
総合評価落札方式	31	8	39	6	7	13
競争入札方式	632	1188	1820	2,743	3,611	6354
その他	58	90	148	782	596	1378
計	923	1,433	2356	3,742	4,321	8063

2-2. プロポーザル方式の実施の有無

○平成25年度にプロポーザル方式を1件以上実施した都道府県・政令市の割合は約60%、市町村は約19%となっている。



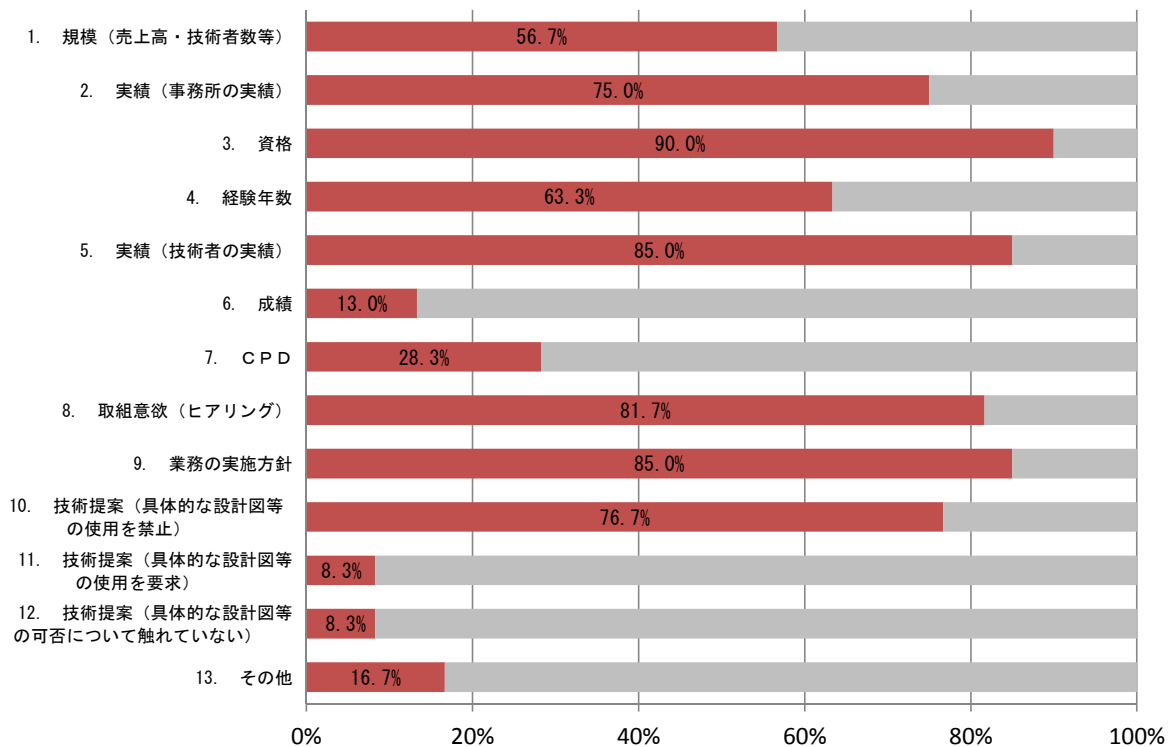
プロポーザルを1件以上実施した自治体（平成25年度）

	プロポーザルを1件以上実施				実施していない	
	新築(増築含む)を実施	新築以外(改修等)を実施	計(重複を除く)	割合	割合	割合
都道府県・政令市	38	8	40	59.7%	27	40.3%
市町村	88	9	96	18.9%	413	81.1%

3. 実際に実施したプロポーザル方式で評価項目としているもの〔新築の場合の直近の標準的な例〕

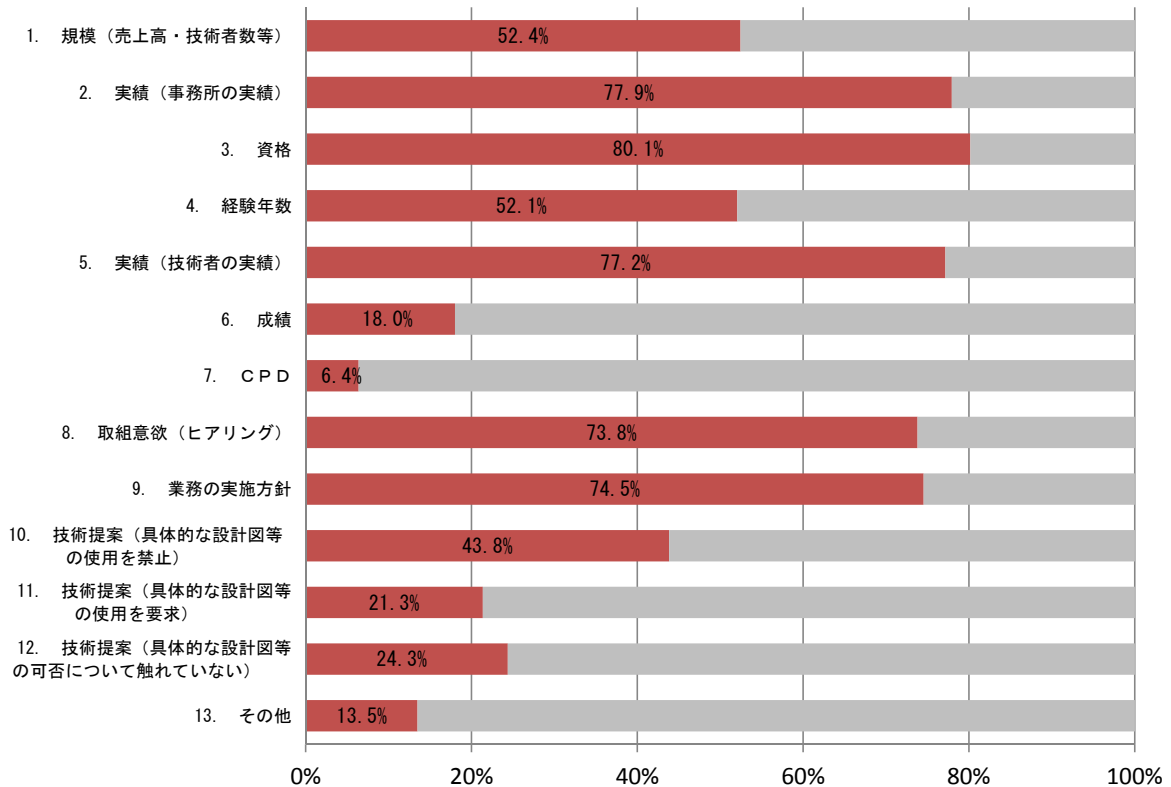
- 都道府県・政令市・市町村において、技術提案（取組意欲、業務の実施方針、技術提案）以外に事務所の実績、技術者の資格・経験年数・実績を評価していることが多く、技術者の成績・CPDを評価していることは少ない。
- 都道府県・政令市は市町村に比べて、技術提案において具体的な設計図等の使用を禁止していることが多い。逆に、市町村は都道府県・政令市に比べて、技術提案において具体的な設計図等の使用を要求していることが比較的多い。

プロポーザル方式における評価項目【都道府県・政令市】



各回答を選択した自治体の割合(有効回答数:60) ※複数回答あり

プロポーザル方式における評価項目【市町村】



各回答を選択した自治体の割合(有効回答数:267) ※複数回答あり

H26調査結果

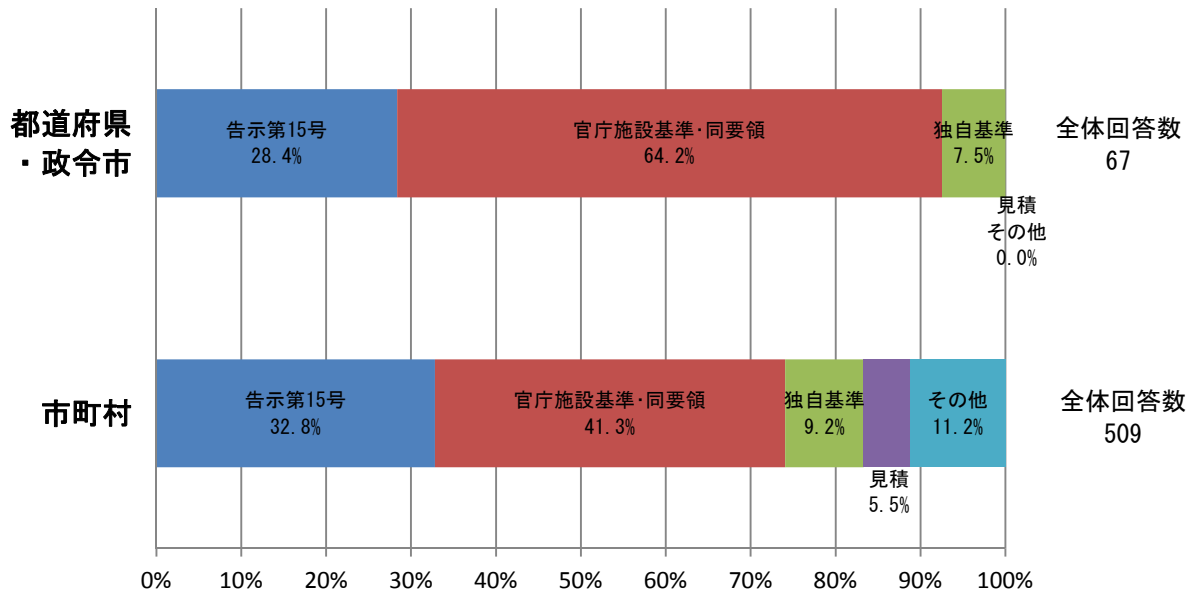
有効回答数：60（都道府県・政令市），267（市町村）

	都道府県・政令市		市町村	
	回答数	各回答を選択した自治体の割合	回答数	各回答を選択した自治体の割合
○建築士事務所について				
1. 規模 (売上高・技術者数等)	34	56.7%	140	52.4%
2. 実績 (事務所の実績)	45	75.0%	208	77.9%
※3～13のいずれかを評価項目とし、1と2のいずれも評価項目としていない自治体				
	13		53	
○配置予定技術者について				
3. 資格	54	90.0%	214	80.1%
4. 経験年数	38	63.3%	139	52.1%
5. 実績 (技術者の実績)	51	85.0%	206	77.2%
6. 成績	8	13.3%	48	18.0%
7. CPD	17	28.3%	17	6.4%
○技術提案について				
8. 取組意欲 (ヒアリング)	49	81.7%	197	73.8%
9. 業務の実施方針	51	85.0%	199	74.5%
10. テーマに対する技術提案 (具体的な設計図、模型、透視図等の使用を禁止)	46	76.7%	117	43.8%
11. テーマに対する技術提案 (具体的な設計図、模型、透視図等の使用を要求)	5	8.3%	57	21.3%
12. テーマに対する技術提案 (具体的な設計図、模型、透視図等の可否について触れていない)	5	8.3%	65	24.3%
13. その他	10	16.7%	36	13.5%

4. 新築の設計業務における委託料の算定方法〔最も該当するもの〕

○新築の設計業務を委託する場合、約93%の都道府県・政令市及び約74%の市町村において、「国土交通省告示15号」または「官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領」により委託料を算定している。

新築における設計委託料の算定方法（最も該当するもの）



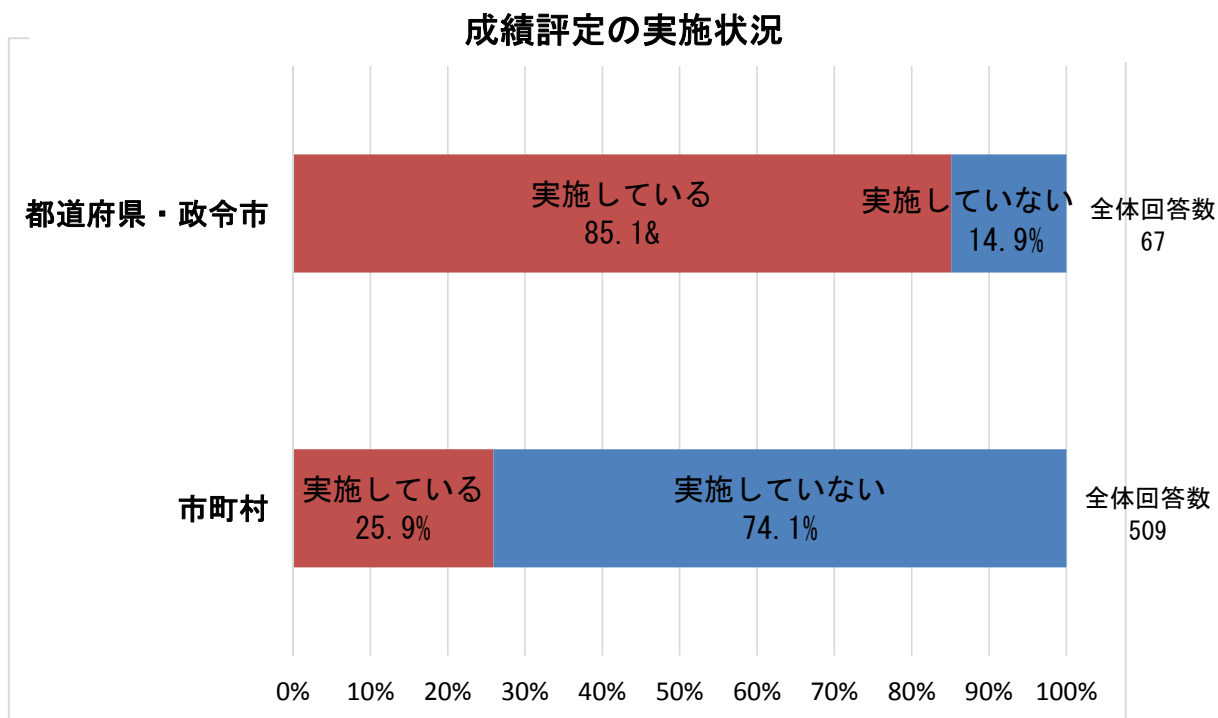
H26調査結果

全体回答数：67（都道府県・政令市），509（市町村）

	都道府県・政令市		市町村	
	回答	割合	回答	割合
国土交通省告示第15号による	19	28.4%	167	32.8%
官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領による	43	64.2%	210	41.3%
独自の基準による	5	7.5%	47	9.2%
見積もりによる	0	0.0%	28	5.5%
その他	0	0.0%	57	11.2%

5. 建築設計委託業務等の成績評定の実施状況

○都道府県・政令市の約85%、市町村の約26%が成績評定を実施している。



H26調査結果

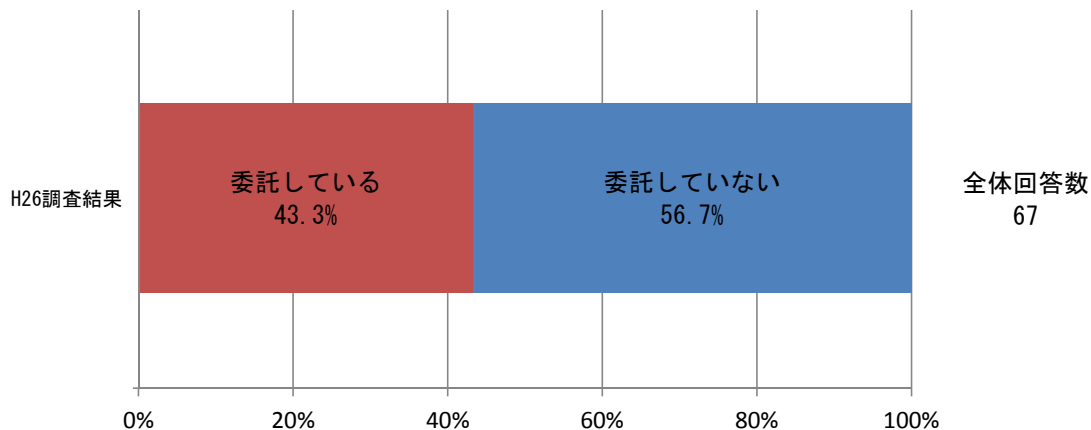
全体回答数：67（都道府県・政令市），509（市町村）

	成績評定を実施している		成績評定を実施していない	
	回答数	割合	回答数	割合
都道府県・政令市	57	85.1%	10	14.9%
市町村	132	25.9%	377	74.1%

6. 工事の施工段階で設計者が設計意図を施工者に伝達する業務について、
新築の場合の業務委託の状況（最も該当するもの）

○新築において、約43%の都道府県・政令市で設計意図伝達業務を委託（工事監理業務と併せて委託している場合を含む）している。

新築の設計意図伝達業務の委託状況（最も該当するもの）
【都道府県・政令市】



H26調査結果

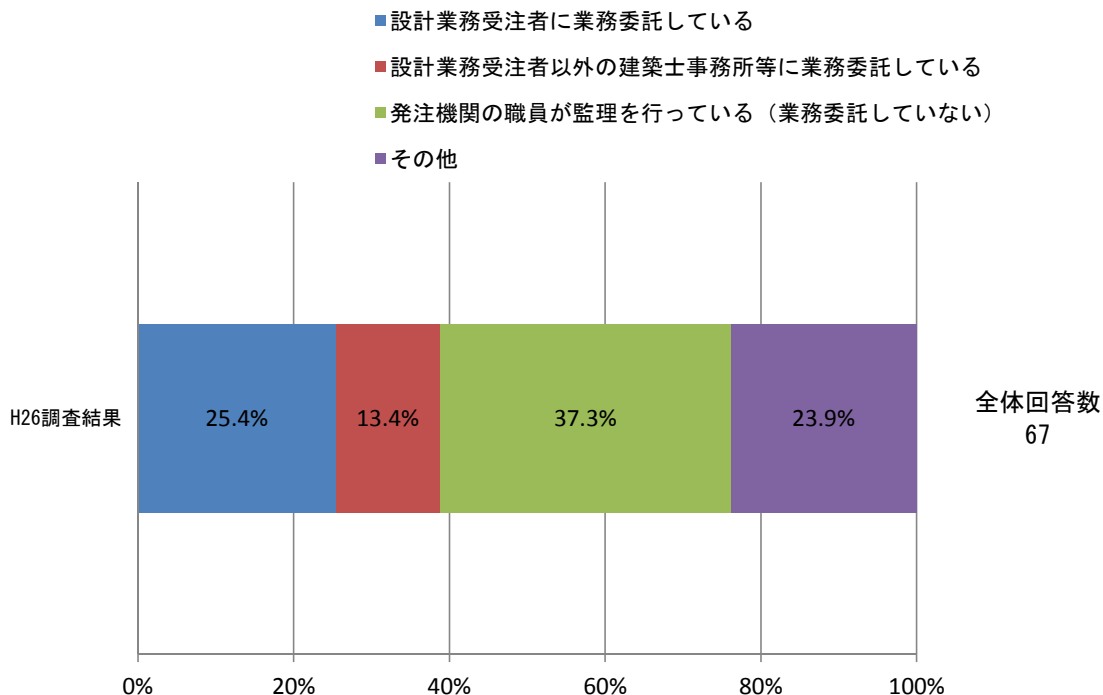
全体回答数：67（都道府県・政令市）

	全体	
	回答	割合
設計業務の受注者に業務委託 (工事監理と併せて委託している場合を含む。)	29	43.3%
業務委託していない	38	56.7%

7. 新築の工事監理業務の委託状況（最も該当するもの）

- 設計業務受注者以外の建築士事務所等に業務委託をしている都道府県・政令市は約13%である。
 ○発注機関の職員が監理を行っている（業務委託していない）都道府県・政令市の割合が約37%である。

新築の工事監理業務の委託状況（最も該当するもの） 【都道府県・政令市】



H26調査結果

全体回答数：67（都道府県・政令市）

	全体	
	回答	割合
設計業務受注者に業務委託している	17	25.4%
設計業務受注者以外の建築士事務所等に業務委託している	9	13.4%
発注機関の職員が監理を行っている（業務委託していない）	25	37.3%
その他	16	23.9%

8. BIM（ビルディング・インフォメーション・モデリング）の活用状況

○平成23～25年度に発注した設計業務のうち、BIMを活用した業務の有無は以下のとおり。

H26調査結果

全体回答数：67（都道府県・政令市）

	回答	割合
ある	0	0.0%
ない	67	100.0%

○今後、BIMを活用する予定の有無は以下のとおり。

H26調査結果

全体回答数：67（都道府県・政令市）

	回答	割合
ある	0	0.0%
ない	67	100.0%